

# MR-EP サービス利用規約

本利用規約（以下「本規約」といいます）は、株式会社テクノル（以下「当社」といいます）が提供する「MR-EP サービス」（以下「本サービス」といいます）の利用に関する条件を定めるものです。本サービスの利用に際しては、本規約全文をお読みいただいたうえで、本規約に同意いただく必要があります。

## 第1条（利用規約の適用）

本規約は、利用者が本サービスを利用するにあたり、当社と利用者との間の権利義務関係を定めることを目的とします。

1. 本サービスは、オープンテキスト社のセキュリティソフトウェア「OpenText Core Endpoint Protection」を利用し、PC等のエンドポイントをマルウェア等のサイバー攻撃から保護する機能を提供します。また、サービス利用者に運用支援や技術サポートを提供するサービスです。運用支援やサポートにあたり、サービス利用者は当社オペレータが管理コンソールやPC上の情報閲覧（PC環境、設定環境等）、操作（操作状況確認、遠隔操作等）を行い、利用することを許諾するものとします。なお、遠隔操作の実施にあたっては、原則として利用者の事前の同意を得るものとします。
2. オプションサービスの「ClickSafe」を契約した場合、前項に加え、DNS レイヤの脅威フィルタリング機能を提供します。
3. 当社との間で本サービスに係る利用契約を締結したサービス利用者は、利用規約の規定を遵守して、本サービスを利用するものとします。

## 第2条（定義）

1. 本規約において使用する用語の定義は、以下のとおりとします。
  - (1) オープンテキスト エンドユーザー使用許諾契約書：本製品に付属するエンドユーザーライセンス利用規約であり、「<https://cybersecurity.opentext.com/>」にて閲覧可能です。この内容は、当社により適時更新されるものとします。ただし、当該契約書の変更が利用者に不利な影響を及ぼす場合、当社は事前にその旨を利用者に通知するものとします。
  - (2) オープンテキスト クラウド利用規約：本製品に含まれるクラウドサービスの利用規約であり、「<https://cybersecurity.opentext.com/>」にて閲覧可能です。この内容は、当社により適時更新されるものとします。ただし、当該規約の変更が利用者に不利な影響を及ぼす場合、当社は事前にその旨を利用者に通知するものとします。
  - (3) MR-EP：本サービスの提供に必要なソフトウェアを意味します。
  - (4) ソフトウェア：本規約にもとづき当社が利用者に提供する当社所定のコンピュータ・プログラムを意味します。
  - (5) PC：利用者が使用するパーソナル・コンピュータを意味します。
  - (6) ISP：インターネットへの接続サービスを提供する団体または事業者を意味します。
2. 本規約に定めのない提供条件については、オープンテキスト エンドユーザー使用許諾契約書およびクラウド利用規約の定めによるものとします。
3. 本規約とオープンテキスト エンドユーザー使用許諾契約書およびクラウド利用規約の内容に齟齬が生じた場合、本規約の規定が優先されるものとします。
4. 当社およびオープンテキスト社が本サービスのスムーズな運用を図る為、必要に応じて利用者に当社ウェブサイトへの掲載または電子メール等、当社が適当と判断する方法で通知する本サービスの利用に関する規定は、本規約の一部を構成するものとします。

## 第3条（契約の成立と期間）

1. 利用者は、当社所定の方法で本サービスの利用を申し込み、当社がこれを承諾したときに本サービスの利用契約（以下「本契約」といいます）が成立するものとします。当社は、1のライセンスコードにつき、申し込みされた数量のMR-EP契約を締結します。この場合の数量とは、インストール可能なデバイス台数となります。ClickSafeオプションは主サービスMR-EPと同数の申し込みが必要となります。

2. 本契約の有効期間は、別途定める開通日から1年間とします。期間の途中で利用者が本契約の解約を希望する場合、利用者は別途定めるサービス料金の残りの契約期間に相当する額を当社に支払うことにより、本契約を解約することができます。
3. 利用者から契約期間満了の1カ月前まで、または当社から契約期間満了の3カ月前までに、いずれからも書面により本契約を終了させる意思表示がない場合は、契約は自動的に1年間更新されるものとし、以後の更新も同様とします。
4. 前項にもとづき契約が更新された場合、利用者は当社に対して1カ月前までに、当社は利用者に対して3カ月前までに、書面で通知することにより更新された本契約の全部または一部を解約することができるものとします。
5. 主サービスであるMR-EPを解約した場合はオプションサービスも全て解約となります。

#### 第4条（料金及び支払方法）

1. 本サービスに関する料金は、別途定める料金表のとおりとします。
2. サービス料金は、本契約開始日から計算します。
3. 利用者は、本サービスに関する料金およびそれに係る消費税等（以下「料金等」といいます）を、当社からの請求書に基づき、別途定める支払期日までに支払うものとします。
4. 利用者が料金等の支払を遅延した場合、年利3%の割合による遅延損害金を当社に支払うものとします。
5. 利用者は、本契約の有効期間中に本サービスの利用資格を失った場合、または本契約が理由の如何を問わず終了した場合であっても、既に支払われた料金等の返金を求ることはできず、また未払いの料金等がある場合はその支払義務を免れるものではありません。ただし、当社の責に帰すべき事由により本契約が解除された場合は、この限りではありません。

#### 第5条（料金改定）

当社は、著しい経済変動、提携事業者の料金改定、その他本サービスの提供コストが大幅に上昇する事由が生じた場合、料金改定日の2カ月前までに書面で利用者に通知することにより、サービス料金を改定することができるものとします。ただし、料金改定が利用者に不利となる場合は、料金改定日の前日までに通知することにより改定できるものとします。

#### 第6条（利用場所の変更）

1. 利用者がMR-EPの利用場所を変更する場合、事前に当社に通知し、その承諾を得るものとします。
2. 前項に基づき利用場所を変更した結果、新たな利用場所の環境により本サービスの全部または一部が利用できなくなった場合でも、利用者は料金等を支払う義務を負うものとします。ただし、新たな利用場所で当社が本サービスを提供できない場合、両者は本契約の継続について協議するものとします。

#### 第7条（機密保持）

1. 利用者は、本契約にもとづき当社から提供される一切の技術情報（MR-EPを構成する技術内容を含む）が、当社および原供給者の機密情報であることを認め、事前に当社の書面による承諾を得ない限り、本契約で定められた目的および態様以外の方法で使用、開示または複製しないものとします。
2. 当社は、MR-EPに格納された利用者の情報を、事前の書面による承諾なく、本サービスの目的のために開示が必要とされる特定の担当者および作業従事者以外のいかなる第三者にも開示または漏洩しないものとします。
3. 当社は、機密情報が開示された前項の担当者および作業従事者が、守秘義務を履行するよう適切な措置をとるものとします。
4. 当社は、MR-EPに格納された利用者の情報を、本サービスを提供する目的もしくはMR-EPの故障または停止等の復旧目的以外には使用・複製しないものとします。
5. 前4項の定めにかかわらず、次のいずれかに該当する情報は守秘義務の範囲から除くものとします。

- (1) 当社から提供される以前に合法的に知っていたことを立証した情報
- (2) 利用者の違反行為によらず、公知であるか公知となった情報
- (3) 利用者が独自に開発したことを立証した情報

#### 第8条（知的財産権）

- 1. MR-EP を構成するソフトウェアおよび関連資料に関する著作権その他一切の知的財産権は、当社または当社にライセンスを許諾しているオープンテキスト社に帰属します。
- 2. 当社は、利用者に対し、本規約に定める条件に従い、本サービスを利用するためには必要なソフトウェアの非独占的な使用権を許諾します。

#### 第9条（免責事項）

- 1. 当社は、本サービスおよびソフトウェア（以下「本サービス等」といいます）が、特定の利用目的への適合性、有用性、実行の中止やエラーがないこと、当社所定の稼働環境以外での動作、および特定のプログラムとの組み合わせで正しく実行されることを保証するものではありません。
- 2. 当社は、ウィルスチェック機能において常に最新のクラウドの脅威データベースを使用しますが、全てのウィルスを検知・駆除できることを保証するものではありません。
- 3. 当社の責に帰すべき事由による場合を除き、不正アクセス、ウィルス、通信上の不法行為等により利用者に損害が発生した場合でも、当社はその責任を負わないものとします。
- 4. 前3項は、本サービス等の稼働不良およびセキュリティに対する当社の責任のすべてを規定したものであり、法律上の瑕疵担保責任を含むすべての明示または黙示の保証責任に代わるものとします。ただし、本規約のいかなる規定も、当社の故意または重大過失による責任を免除するものではありません。

#### 第10条（利用者の責任および禁止事項）

- 1. 利用者は、当社が推奨するPCの動作環境ならびに当社が指定する内容でPCおよびMR-EPを設定し、本サービスを利用するものとします。
- 2. 利用者は、自己の費用と責任において、MR-EPおよび関連機器に格納したプログラムやデータの保護のため、適切な防御措置を講じるものとします。
- 3. 利用者は、ソフトウェアの使用にあたり表示される使用許諾条項等を遵守するものとします。
- 4. 利用者は、ソフトウェアの全部または一部について、契約期間中および終了後を問わず、次の行為を行ってはなりません。
  - (1) 第三者への譲渡または担保権の設定
  - (2) 第三者に対する再使用権の設定
  - (3) リバース・エンジニアリング（解析、逆アセンブル、逆コンパイル等）
  - (4) 変更、削除その他の改変
  - (5) 第三者へのソフトウェアおよび関連技術情報の開示
  - (6) ソフトウェアを組み込んだプログラムの作成または第三者への開示、販売、賃貸、使用許諾
- 5. 利用者は、本サービスの利用にあたり、以下の行為を行ってはなりません。
  - (1) 当社または第三者の名誉、信用、プライバシー等の人格的利益を侵害する行為
  - (2) 当社または第三者の著作権、その他の知的財産権を侵害する行為
  - (3) 不正競争防止法に違反する行為
  - (4) 犯罪行為またはそれを助長する行為
  - (5) 虚偽の情報を提供する行為
  - (6) 公職選挙法に違反する行為
  - (7) 本サービスの提供を妨害する行為
  - (8) コンピュータウイルス等の有害なプログラムを使用または提供する行為
  - (9) 法令または公序良俗に反する行為
  - (10) その他、当社が不適切と判断する行為

## 第 11 条（サービスの変更・停止等）

1. 機能変更・停止：当社およびオープンテキスト社は、機能改良や新たな脅威への対応を目的として、利用者の承諾を得ずに本サービスの仕様を変更または停止することがあります。この場合、当社は利用者に変更内容を通知し、利用者はその内容が本規約に優先して適用されることに同意します。ただし、当該変更が利用者の権利を実質的に制限し、または義務を著しく加重するものである場合、当社は合理的な予告期間をもって事前に通知するものとします。
2. 非常事態時の利用制限：当社およびオープンテキスト社は、天災、事変その他の非常事態が発生し、または発生するおそれがある場合、公共の利益のために本サービスの提供を制限または中止することができます。
3. 提供中止：当社およびオープンテキスト社は、設備の保守、工事、法定点検、または障害等のやむを得ない事由により、本サービスの全部または一部の提供を中止することができます。この場合、原則として事前に利用者に通知しますが、緊急の場合はこの限りではありません。
4. 提供停止：当社は、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合、本サービスの全部または一部の提供を停止することができます。
  - (1) 本規約上の債務の履行を怠ったとき
  - (2) 第 10 条（利用者の責任および禁止事項）の規定に違反したとき
  - (3) 本サービスの利用に関し、当社または第三者に重大な支障を与えたとき
  - (4) 料金等の支払いを怠ったとき
  - (5) その他、利用者が本規約に著しく違反し、当社と利用者との間の信頼関係が破壊されたと合理的に認められるとき。

## 第 12 条（申込のキャンセル）

利用者が申し込みを行った後、当社の責に帰さない理由で当該申し込みを取り消した場合、利用者は取り消しまでに当社が負担した費用を支払うものとします。

## 第 13 条（損害賠償）

1. 利用者が使用するブロードバンド回線の障害に起因して本サービスを利用できない場合、当社は損害賠償の責任を負わないものとします。
2. 当社の責に帰すべき事由により利用者に損害が発生した場合、当社が負う賠償責任は、通常かつ直接の損害に限り、かつ損害発生の直接原因となった本サービスの月額料金を上限とします。ただし、当該損害が当社の故意または重大な過失に起因する場合は、この限りではありません。

## 第 14 条（第三者への委託）

当社は、本サービスの提供に関する業務の全部または一部を、当社の指定する第三者に委託できるものとします。

## 第 15 条（権利義務の譲渡禁止）

利用者は、当社の事前の書面による承諾なく、本契約によって生じる権利または義務を第三者に譲渡、貸与、または担保に供することはできません。

## 第 16 条（輸出規制）

利用者は、本サービスに関連する機器やプログラム等が外国為替及び外国貿易法等の規制対象となる場合、輸出にあたり日本国政府およびアメリカ合衆国政府等の必要な許可を得るものとします。

## 第 17 条（契約解除）

当社は、利用者が次の各号のいずれかに該当した場合、何らの催告を要さずにただちに本契約を解除できるものとします。この場合、利用者は当社に対する一切の債務について期限の利益を失い、直ちにこれを弁済するものとします。

1. 当社が相当の期間を定めて是正を催告したにもかかわらず、利用者がその期間内に違反状態を是正しないとき。ただし、当該違反が本契約の目的を達成することができないほど重大である場合は、この限りではない。
2. 差押、破産、民事再生手続開始等の申立てがあったとき
3. 手形または小切手の不渡りを出すなど、信用状態が著しく悪化したとき

#### 第 18 条（契約終了時の措置）

本契約が終了した場合、利用者はただちに自己の PC 等から MR-EP を構成するソフトウェアをアンインストールし、関連する一切のデータを破棄するとともに、残債務の全額を支払うものとします。

#### 第 19 条（反社会的勢力の排除）

1. 当社および利用者は、自らが反社会的勢力でないこと、過去にもそうでなかったこと、反社会的勢力を利用しないこと、また自己の役職員がその構成員でないことを表明し、保証します。
2. 当社および利用者は、相手方が前項に違反した場合、催告なく本契約を解除することができます。この解除によって相手方に損害が生じても、賠償する責任を負わないものとします。
3. 契約者及び当社は、現在又は将来にわたって、次の各号に該当する行為を自ら行わず、かつ、第三者に行わせないことを相互に表明し、保証します。
  - (1) 暴力的な要求行為
  - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
  - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
  - (4) 風説を流布し、偽計若しくは威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為
  - (5) その他前各号に準ずる行為

#### 第 20 条（準拠法および管轄裁判所）

1. 本規約の解釈・適用については、日本法を準拠法とします。
2. 本契約に関する紛争については、被告の本店所在地を管轄する地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

#### 第 21 条（協議事項）

本規約に定めのない事項または本規約の条項の解釈に疑義が生じたときは、当社および利用者は、信義誠実の原則に基づき協議の上、円満に解決を図るものとします。

以上